別記　解決条件　覚書

一、今後職工其他従業員解雇ノ場合ハ東京綜合労働組合ニ計ルコト

一、従来ノ賃銀ニテ勤務時間ヲ八時間トシ残業ノ場合ハ一時ニ付キ五分ヲ承認

一、年従業員ニ対シテノ昇給ハ一回乃至二回ヲ行ヒ最低限度五円トセラルヽコト

一、入山館山市氏退職手當トシテ金百五十円也ヲ支給スルコト

一、毎日曜火祭ノ公休ヲノゾク以外ノ休業ニ対シテハ日給ヲ支給スルコト

一、労働組合加盟ノ自由ハ之ヲ認メルコト

一、此紛議ニ対スル費用ハ金一封（三〇）事

右之条々即持実行スルコトヲ誓約シ遵約ハセス後日ノ為メ覚書一通ツヽ取交ス

昭和六年五月十二日

吉原鉄工場責任者
東京綜合労働組合代表
前従業員
従業員代表

小宮山磯治
坪井孝次郎
田中
入山館次郎
大谷九一郎

6. 5. 9

第2433

労秘第一八山三郎

昭和六年五月七日

警視總監　高橋守雄

内務大臣　安達謙藏殿
社會局長　官殿

西野自動車部分品製作所労働爭議ノ件（發生）

要旨　従業員ハ中間搾取者排斥ノ意図ノ下ニ要求書ヲ提出シ一部ハ罷業セリ

標記製作所爭議發生後ノ状況左ノ通

記

一、爭議發生ノ場所　府下北豊島郡板橋町字下板橋九八〇番地

二、事業主側

名称　西野製作所

主管者　西野慶次郎

主　五、二　解決五、七
働者　二二
一者　一六

関係労働組合